

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・当社は、再生可能エネルギー事業を展開するほか、モバイル、保険代理店、葬祭等複数の事業会社の持株会社として、当社グループの企業価値最大化を図ります。

・当社は、株主さまをはじめとするすべてのステークホルダーの立場を尊重し、経済・社会等の環境変化に対応するための迅速・果敢な意思決定を行うために、有効なコーポレート・ガバナンスの実現を目指します。

・当社は、当社グループの経営理念及び経営ビジョン、行動指針を定め、当社グループが一丸となって業務運営に取り組む態勢を整備いたします。

経営理念(わたしたちの使命・存在意義)

・時代のニーズに先駆けて常に挑戦し、未来志向の価値創出と、持続可能な事業・社会を実現する

経営ビジョン(わたしたちが実現したい未来)

- ・カーボンニュートラルの実現に寄与する再生可能エネルギー事業の発展的展開
- ・セグメント事業を通じた地域社会への生活インフラ提供
- ・SDGsの理念に基づく事業領域への新規ビジネス展開

行動規範(全役員・従業員の共通の価値観)

- S 成功をイメージし、未来志向で常に挑戦し続けよう
- A 「明日」のために、まず「今日」取り組もう
- K 価値観は多種多様、尊重し合い柔軟に可能性の実現につなげよう
- A 「ありがとう」の気持ちを常に持ち、誠実に信頼関係を構築しよう
- I いち企業人である前に、いち社会人であろう

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂コードに基づいて記載しております。

【補充原則1-2 議決権の電子行使招集、通知の英訳】

【補充原則3-1 英語での情報開示】

当社は、株主総会の当日にご出席いただけない株主さまに対し、インターネットによる議決権行使を可能とする体制を整えております。招集通知の英訳、英文による情報開示は、外国人株主の保有比率が低いため、コスト等を勘案し、行っておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1 中長期計画の策定と分析】

当社は、現在のところ、事業を取り巻く環境変化が大きく、臨機応変の計画変更が必要となることから、中期経営計画を策定しておりませんが、経営ビジョン、経営理念の具体化に計画的に取り組む必要性は十分に認識しており、今後、中長期的な経営戦略、経営計画の策定に向けての議論を深めてまいります。

【補充原則4-1 CEO後継者計画と育成】

当社は、最高経営責任者である代表取締役の後継者の計画は、現時点において明確に定めておりませんが、経験、見識、人格等に加え、経営全体を俯瞰・理解する力、本質的な課題やリスクを把握する力等、その職に求められる能力を総合的に判断し、社外役員が半数以上を占める指名報酬諮問委員会を経て、取締役会の決議により決定することとしております。

【補充原則4-2 中長期的業績連動報酬および株式報酬制度】

当社の経営陣の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりませんが、今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして、当社に相応しい報酬制度のあり方について、今後検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、每期、収益計画をベースとした事業計画の策定および業績予想を決算短信に開示し、Webサイトには、業績ハイライトを掲載しております。今後、中長期的な収益計画や目標数値等について説明することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、保有する上場株式については、事業運営上の関係維持強化の必要性等を目的としており、取得後は、取締役会等において、定期的に保有目的や収益性等を勘案し、保有の合理性を検証します。議決権行使に際しては、中長期的な観点で企業価値の向上や株主利益の向上につながるかどうか等を総合的に判断し、適切に行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役が、当社と競業又は利益相反するおそれのある取引を行う場合、社内規程に定めた手順に従い、取締役会の承認を得ます。

【補充原則2-4 中核人材の多様性の確保】

当社は、管理職としての能力があり、役割発揮ができると判断すれば、性別や採用区分（新卒・中途）等に関わらず、積極的に登用しております。2023年9月末時点での、当社における女性管理職の比率は26.32%となっており、能力、適正等を加味し順次拡大を図ってまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、2022年1月より、企業型確定拠出年金による退職金制度を導入しており、導入時およびそれ以降も定期的に従業員に対して確定拠出年金制度の理解を促す教育を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念等

・当社の経営理念や経営ビジョンを当社Webサイトに掲載しております。 <https://sakai-holdings.co.jp/about/philosophy/>

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

()取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

・本報告書「1. [取締役報酬関係]報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

()経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

・取締役・監査役候補者の指名については、経験、見識、人格等に加え、その職に求められる能力を総合的に判断し、指名報酬諮問委員会を経て、取締役会の決議により決定します。経営陣幹部（執行役員・部長）の選解任は、職務権限規程に基づき取締役会の決議により決定します。

()取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の説明

・取締役・監査役候補者の指名についての説明は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み】

経営理念に「持続可能な事業・社会の実現」を掲げ、ESG（環境・社会・企業統治）をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題と捉えています。自ら発電事業者として太陽光発電所を運営（設備容量49.4MW）しておりますほか、ESGへの取り組みについて当社Webサイトに開示しております。 <https://sakai-holdings.co.jp/ir/esg/>

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会で決定すべき事項を取締役会規程で定めております。取締役会の決議事項以外の事項については、グループ経営会議での協議後、稟議による決裁としており、その運用に関する取り決めは、稟議規程および職務権限規程に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役3名以内の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、当社の経営戦略の推進を監督していくうえで必要な知識、経験、能力等のバランスを備えた多様な人員で構成することを、基本的な考え方としています。

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の他社での兼任状況は、招集通知に記載しております。

【補充原則4-11 取締役会の実効性の分析・評価】

定期的に取締役会の実効性について、取締役・監査役の全員に対してアンケートを実施し、その集計結果に基づき、取締役会の実効性の評価・分析を行っております。

(1) 評価方法の概要

評価方法：自己評価アンケート方式

評価対象：全ての取締役・監査役

評価項目：メンバー構成 開催頻度 発言 付議事項 モニタリング

意思決定としての役割 情報提供 内部統制 研修

指名・報酬 育成

(2) 評価結果の概要(2023年10月実施分)

高評価：・取締役会の人数 ・取締役会の開催頻度 ・迅速かつ柔軟な意思決定 ・内部統制の基本方針

課題等：・経営戦略、経営計画の議論 ・経営戦略との整合性 ・経営幹部の育成

【補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役・監査役は、外部機関が開催するセミナーの受講や同じ役職が参集する情報交換の場に参加するなど、業務および取締役・監査役としての必要な知識の取得や研鑽に努めております。なお、その費用については、会社が負担しております。また、社外役員については、当社グループの歴史、概要、戦略などを説明するとともに、部門責任者から、詳細な事業説明を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は以下のとおりです。

- (1) 株主・投資家との対話全般は、情報開示担当部署の担当役員が統括しております。
- (2) 株主等との実際の対話は、上記の者の他、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、上記の者から指名された者が行います。
- (3) 株主等との建設的な対話に際しては、中長期的な視点による株主等の関心事項等を踏まえ、正確な情報を提供すべく、当社各部門、子会社と連携の上、対話者を補助します。
- (4) 株主等との建設的な対話は、株主総会および個別面談以外に、決算説明会等、その充実に努めてまいります。
- (5) 株主等との面談において把握されたご意見等の情報は代表取締役へ適切に報告します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サンワ	3,400,000	32.83
酒井 俊光	775,100	7.48
光通信株式会社	772,300	7.45
VTホールディングス株式会社	629,100	6.07
株式会社UH Partners 2	601,600	5.80
ソフトバンク株式会社	450,000	4.34
アイデン株式会社	258,500	2.49
株式会社エスアイエル	244,600	2.36
株式会社サカイ	236,000	2.27
サカイホールディングス従業員持株会	182,100	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	9月
業種 更新	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
片山 義浩	他の会社の出身者													
鮑 俊	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山 義浩		該当なし	企業経営における幅広い職見を生かして、的確な意見を述べるなど経営全般に対する提言を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。当社と片山義浩氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

鮑 俊	該当なし	企業経営における幅広い職見を生かして、経営全般に対する提言を適切に行って頂いていることから、社外取締役を選任しております。当社と鮑俊氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
-----	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	3	1	1	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	3	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

(目的)取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスにおける公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置しています。

(役割)取締役会(監査役会)の諮問に応じ、取締役ならびに監査役の選任および解任に関する事項、代表取締役等の選定および解職に関する事項、取締役等の報酬等に関する事項、その他取締役会(監査役会)が諮問した事項について審議し、答申を行います。

(構成)委員は、取締役会の決議によって選任し、その半数以上は独立社外取締役または独立社外監査役とします。また、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役または独立社外監査役の中から選任します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から、四半期ごとに監査報告を受けるとともに、定期的に会計監査人が行う店舗往査へも同行し、適宜機会を設け意見交換を行っています。結果等については監査役会に報告しております。また、内部監査部門、子会社監査役とも、四半期ごとに会議を開催するほか、月次で意見交換を行うことで、情報の共有と監査役監査の実効性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤 康史	税理士													
伊東 祐介	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 康史		該当なし	税務・会計面での豊富な経験・見識を生かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な提言を適切に行って頂いていることから、社外監査役に選任しております。当社と後藤康史氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
伊東 祐介		該当なし	弁護士としての豊富な経験・識見を生かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見を頂いていることから、社外監査役に選任しております。当社と伊東祐介氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

<ストックオプション制度>

当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的としたものです。

<譲渡制限付株式報酬制度>

取締役(社外取締役を除く)の報酬として譲渡制限付株式を付与しております。

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としたものです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役及び従業員の当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2023年9月期における役員報酬(含む賞与、役員退職慰労金)
・取締役9名 62,944千円(うち社外取締役4名 8,194千円)
・監査役5名 22,250千円(うち社外監査役4名 8,250千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は、年額350,000千円以内(うち社外取締役年額70,000千円以内)、また、監査役の報酬額は年額50,000千円以内と決議しております。
当社の取締役報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成されており、固定報酬と業績連動報酬の比率を7:3と定めて月例の固定金銭報酬としております。業績連動報酬は各事業年度における営業利益目標の達成度合いを指標としております。社外取締役、監査役には業績連動報酬の支給はありません。当社は、取締役等の指名や報酬等に関する評価、決定プロセスにおける、公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより充実させるため、「指名報酬諮問委員会」を設置し、取締役等の報酬等に関する事項について審議し答申を行います。取締役会は「指名報酬諮問委員会」の審議・答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬を決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

各取締役が議事について事前に確認し、意見形成をし、十分な時間を割いて議論を実施することができるように、取締役会事務局が取締役会開催日の原則3営業日前迄に情報提供し、必要に応じて取締役会の開催前に事前の説明をすることとしています。また、社外監査役への情報提供および必要な事前説明は常勤監査役から行っております。なお、社外役員の知見を十分に活用するべく、「各業務執行部門の責任者が普段の業務につき社外役員に説明・意見交換する機会(原則四半期ごと)」、「社外役員と代表取締役の会合(原則年2回以上)」を設けています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)取締役会は、当社グループの経営上の重要事項にかかる意思決定と、業務執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。取締役の人数4名のうち社外取締役が2名の構成となっております。
(指名報酬諮問委員会)指名報酬諮問委員会は、取締役3名以上(過半数は社外役員とし、社外役員から委員長を選任する)より構成され、取締役ならびに監査役の選解任に関する事項、取締役等の報酬に関する事項等について審議し、取締役会に答申しております。
(監査役会)監査役の人数は3名(うち2名が社外監査役)で構成されており、毎月1回監査役会を開催して、業務監査および会計監査が有効に実施されるよう努めています。
(グループ経営会議)グループ全体の経営に関わる事項、業務執行案件を協議・報告する機関として、グループ経営会議を設置しております。グループ経営会議は、当社および子会社の常勤役員、各部門責任者等で構成されております。
(コンプライアンス・リスク管理委員会)グループのコンプライアンス、リスク管理に関する事項について協議、報告する機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク担当役員、内部監査部責任者、総務部責任者、グループ各社のコンプライアンス責任者等で構成されております。

(会計監査人・顧問弁護士)会計監査を担当する会計監査人として、2022年12月22日開催の定時株主総会の決議に基づき、「有限責任中部総合監査法人」を選任いたしました。また、顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。
(内部監査部)内部監査部を設置し、全グループを対象に、リスクアプローチに基づいて内部監査を実施しております。また、監査役、会計監査人と定期的に、監査計画、監査結果等の情報交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の体制を採用しております。当社事業に精通した社内取締役と豊富な経験と見識のある独立性の高い社外取締役に
よって構成された取締役会、複数の社外監査役からなる監査役会を設置することにより、迅速な意思決定による経営戦略の推進と経営の透明性
が確保できると考え、現状の体制を採用しており、コーポレート・ガバナンスの充実強化を図るに十分な体制であると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2023年は株主総会日(12月21日)の17日前(12月4日)に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2023年は12月21日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、第2四半期及び期末決算発表後に、個人投資家向け会社説明会もしくは決算説明会の開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家対応は、必要に応じて個別に実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトで開示しております。 https://sakai-holdings.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当部署が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、全役員・従業員の使命・存在意義を示すものとして「サカイホールディングスグループ経営理念」を定めるとともに、ステークホルダーに対する基本姿勢を具現化するものとして、行動指針(全役員・従業員の行動・判断の基準)を定め、実践しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念に「持続可能な事業・社会の実現」を掲げ、ESG(環境・社会・企業統治)をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題と捉えています。自ら発電事業者として太陽光発電所を運営(設備容量49.4MW)しておりますほか、ESGへの取り組みについて当社Webサイトに開示しております。 https://sakai-holdings.co.jp/ir/esg/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社Webサイトを通じて迅速な情報提供に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が「業務の適正を確保するための体制の整備」について、取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備を決定します。取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。
- (2) コンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制を確保します。取締役および従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努めます。コンプライアンス窓口を設置し、問題の早期発見・是正に努めます。
- (3) 取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、稟議書、契約書等を適切に保存および管理しております。
- (4) リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会により、当社グループのリスクの把握・評価ならびに対応策の検討を行い、リスクの低減を図っております。
- (5) 取締役会で定められた基本方針に基づき、グループ全体の経営に関わる事項、業務執行案件を協議・報告する機関として、当社および子会社の常勤役員、各部門責任者等で構成されるグループ経営会議を設置し、運営しております。
- (6) 当社取締役会においてグループ各社の重要事項の承認を行うとともに、子会社管理規程を定め、グループ各社の管理を行っております。内部監査担当部門は、コンプライアンスの状況やグループ各社の業務活動の適正等を計画的に監査します。
- (7) 監査役は、取締役の職務を補助する社員を配置できることとし、当該社員は、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助します。
- (8) 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席し、また、稟議書および議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受けます。当社グループの取締役および従業員は、主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告します。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしません。監査役がその職務の執行に必要な費用は、すみやかに支払います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断については、対応統轄部署を定めるなど必要な体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

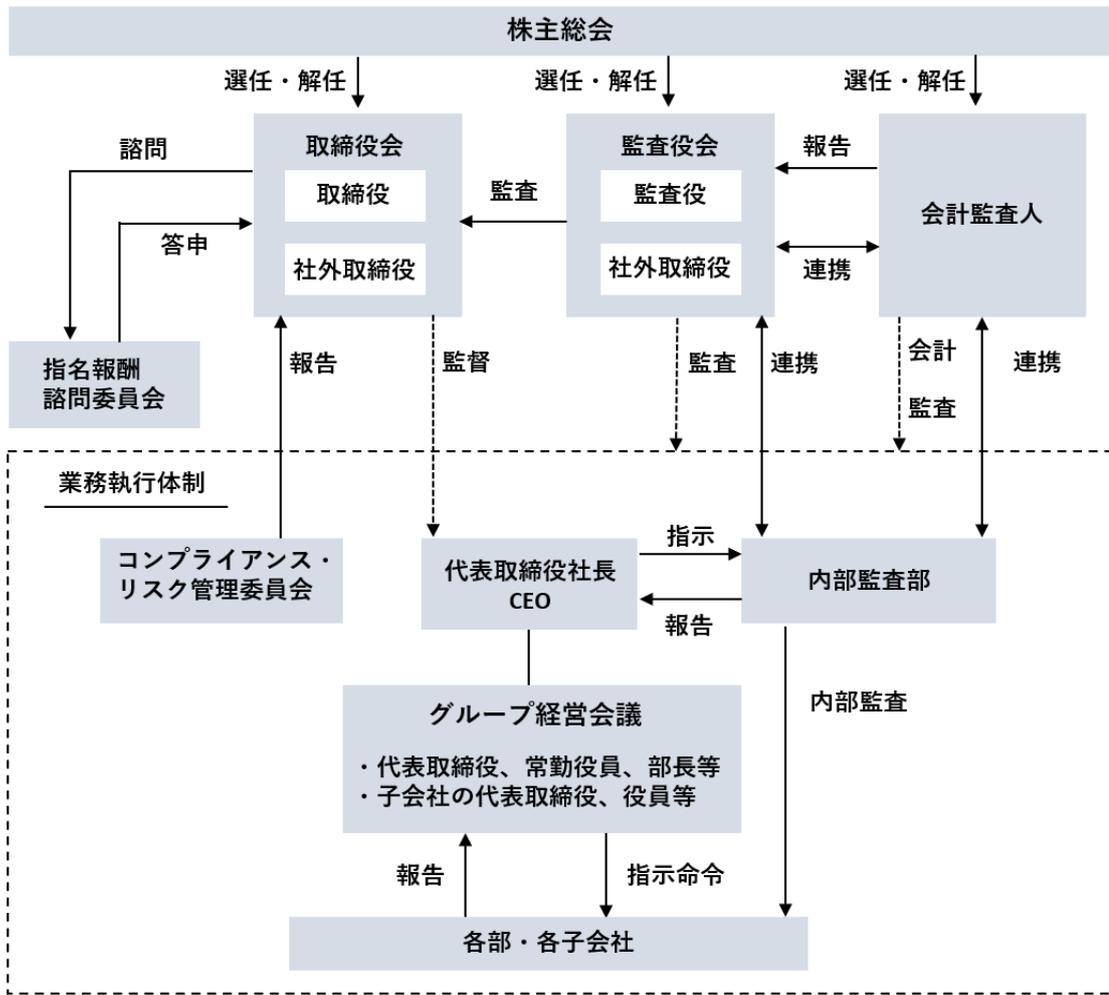
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る体制等

・各会議体での決定事項ならびに発生した重要情報は、業務分掌に応じて当該重要情報の主管部門(情報主管部門)の責任者が速やかに情報開示担当部署に報告します。

・報告を受けた情報開示担当部署の責任者は、情報管理を徹底するとともに、情報取扱責任者に報告し、その情報の適時開示の必要性を判断し、該当するものは、開示を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

